

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年6月27日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700140号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1800008号

## 第1 結論

請求者のA事業所(現在は、B事業所)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和54年5月1日に、喪失年月日を昭和55年3月1日に訂正し、昭和54年5月から昭和55年2月までの標準報酬月額を8万円とすることが必要である。

昭和54年5月1日から昭和55年3月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和54年5月から昭和55年2月までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和54年5月1日から昭和55年3月1日まで

請求期間について、A事業所で臨時職員として勤務していたが、年金記録では、厚生年金保険の加入記録がない。

給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、請求期間を厚生年金保険の被保険者として記録し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、A事業所で臨時職員として勤務していたことが認められる。

また、C事業所総務部から提出された取扱要綱によると、臨時職員の厚生年金保険の適用については、厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)の定めるところによる旨記載されており、当時の厚年法では、適用事業所において、継続して4箇月を超えて季節的業務に使用される者は、被保険者とする旨規定されていたところ、オンライン記録によると、A事業所は、請求期間について適用事業所であったことが確認できる上、雇用保険の被保険者記録により、請求者の請求期間に係る種類は季節雇用となっていることが確認できることから、請求者は、請求期間において、当時の厚年法に定める被保険者となる要件を満たしていたものと考えられる。

さらに、B事業所は、請求期間当時、厚年法の定めるところにより、臨時職員ごとに判断し、入社と同時に厚生年金保険に加入させていたと回答しているところ、請求期間当時のA事業所における経理事務担当者は、「臨時職員に係る社会保険の適用は、上述の取扱要綱に基づいて行っており、請求期間について請求者の給与から雇用保険料と厚生年金保険料を一緒に控除していた。」旨の陳述をしている上、請求者が請求期間について、一緒に勤務していたとして名前を挙げた同職種の同僚で、かつ、請求者と同様に請求期間において雇用保険に加入している一人は、オンライン記録によると、請求期間について、A事業所において厚生年金保険に加入

していることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記の同年代同職種の同僚に係る標準報酬月額の記録から、8万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B事業所は、昭和54年5月から昭和55年2月までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得届及び喪失届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かを確認できる資料がなく、不明であると回答しているが、昭和54年5月から昭和55年2月までの期間において、A事業所に係る厚生年金保険被保険者原票に整理番号の欠番がないことから、請求者に係る厚生年金保険の記録が失われたとは考えられない上、仮に事業主から請求者に係る厚生年金保険被保険者資格取得届が提出された場合には、その後、厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び厚生年金保険被保険者資格喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届について記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該届は提出されておらず、その結果、社会保険事務所は、請求者の昭和54年5月から昭和55年2月までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700122号  
厚生局事案番号 : 北海道(国)第1800001号

## 第1 結論

平成3年4月の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和45年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月

大学に在学中の平成3年4月から国民年金保険料を納付したが、年金記録では、最初の1か月が未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、「大学在学中の平成3年4月から国民年金に加入したが、加入手続については覚えていない。国民年金手帳及び国民年金保険料の納付書をどのように受け取ったかは覚えていないが、平成3年4月からは、親から従来の仕送りのほかに、国民年金保険料として1万円多く送金されるようになり、最初(請求期間である平成3年4月)の保険料は、私が、平成3年4月末に、当時住んでいたB県C市内の金融機関において、納付書により納付した。国民年金保険料を遡って納付した記憶はない。」と主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査及び国民年金手帳記号番号払出簿により、C市において、平成3年10月頃に払い出されたものと認められる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したと主張する平成3年4月末の時点において、請求者に対し、保険料の納付書が交付され、同納付書により保険料を納付することができたとは考え難い。

また、オンライン記録によると、請求者の国民年金保険料は、平成4年度から納付が始められている上、請求期間直後の平成3年5月から平成4年2月までの保険料については、平成5年6月24日に、過年度保険料として納付されていることが確認できることから、請求者は、平成5年6月に、過去の未納保険料を遡って納付したものの、その時点において、請求期間の保険料については、時効により納付できなかったものと推認できる。

このほか、請求者が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。